

2018年「日本秋祭 in 香港－魅力再発見－」参加募集要項

平成30年3月1日

在香港日本国総領事館

「日本秋祭 in 香港」は、今年、3回目をむかえる2018年10－11月の間に香港で実施される行事です([昨年の概要はこちら](#))。日本の文化やモノ・サービスを積極的に受け入れてくれる香港に感謝の意を表明し、日本の魅力をもっと知り、楽しむ機会を提供することが主たる目的です。そのために、日本の文化団体、学校、企業及び地方自治体、並びに香港及び第三国・地域の企業、団体等が参加して、イベントを集中的に展開します。本参加募集要項では、「日本秋祭 in 香港」にご参加いただけるイベントの募集を行います。

1. 「日本秋祭 in 香港」の概要

- (1) 「日本秋祭 in 香港」全体の開幕式を香港にて実施する予定です。
- (2) 期間中に参加企業・団体等が主体となり、日本に関連するイベントを実施いただきます。
- (3) 認定されたイベントには公式ロゴマークを使用することができます。
- (4) 認定されたイベントについては、公式ウェブサイトで統一的な広報を実施する予定です。
(昨年の例はこちら：<http://www.hk.emb-japan.go.jp/autumnfes/ja-jp/index.html>)

2. 参加募集の概要

(1) 募集対象イベント

2018年10月1日(月)-11月30日(金)の間に全部ないし一部が香港で実施されるイベントであり、かつ、上記の「日本の文化やモノ・サービスを積極的に受け入れてくれる香港に感謝の意を表明し、日本の魅力をもっと知り、楽しむ機会を提供する」という開催趣旨にそぐうイベントであること。(但し、実施期間については下記(3)もご参照下さい。)

(2) イベントの実施主体

実施主体は問いません。日本の文化団体、学校、企業及び地方自治体、並びに香港及び第三国・地域の同様の組織、その他いかなる組織であっても、イベントの実施主体となる事が出来ます。

実施主体の方は、応募フォームを提出される際に合わせて、団体の定款、企業の事業報告書、組織のパンフレット等、団体等の概要の分かる資料をご提出のほどお願いします。

(3) イベントの実施期間

上記(1)のとおり、原則として2018年10月1日(月)-11月30日(金)の間に全部ないし一部が実施されるイベントを募集対象とします。実施期間の一部が上記の期間と重なるイベントについては、イベントの全体を応募いただくことも、期間が重なる部分のみを応

募いただくこと(例えば、複数回に分けて実施されるイベントである場合、期間内の部分のみを応募)も可能です。

但し、上記の期間外のイベントであっても、公式ロゴマークの使用等、総領事館による協力事項(下記3.参照)が適用出来る場合もあります。そのようなご希望があるイベントについては、下記5.のお問合せ窓口まで個別にお問合せ下さい。

(4) 有償のイベント、収益があるイベントの取扱

入場券を販売する等の参加が有償であるイベント、即売会等収益があるイベントも歓迎いたします。

(5) 参加が認められないイベント

以下のいずれかに当てはまるイベントは参加を認められません。

(ア) 政治的、宗教的宣伝意図を有する、又は特定の政治的、宗教的立場を誹謗中傷する内容を含むイベント。

(イ) 成人向けコンテンツを含むイベント。

(ウ) その他、公序良俗に反する内容、第三者の権利を侵害するおそれのある内容を含むイベント。

(エ) 香港及び日本の法令に反するおそれのあるイベント。

(6) 総領事館にご協力いただきたい事項

イベントの実施主体の方には、以下の点で総領事館へのご協力をお願いいたします。

(ア) イベント終了後、参加者数、予算規模、成果等をおたずねするアンケートにご回答いただくこと。

(イ) その他、総領事館より照会、依頼ある事項等にご対応いただくこと。

(7) 「実行委員会」による認定

(ア) ご応募いただいたイベントについては、在香港日本国総領事等により構成される「実行委員会」が「日本秋祭 in 香港」の参加イベントとして認定するか否か決定し、個別に通知いたします。

(イ) 実行委員会は、以下の団体により構成されます。

- 在香港日本国総領事館
- 香港日本人商工会議所
- 香港日本人倶楽部
- 香港和僑会
- 香港日本文化協会
- 香港留日学友会
- 香港日本語教育研究会
- 日本貿易振興機構(JETRO)香港事務所
- 日本政府観光局(JNTO)香港事務所

- (ウ) 認定結果の通知詳細は、下記 4.(4)をご参照。
- (エ) 認定基準は以下のとおりです。
- (a)「日本の文化やモノ・サービスを積極的に受け入れてくれる香港に感謝の意を表明し、日本の魅力をもっと知り、楽しむ機会を提供する」という、「日本秋祭 in 香港」の開催趣旨にそぐうイベントであること。
 - (b)香港で実施されるイベントであること。
 - (c)原則として、2018年10月1日(月)-11月30日(金)の間に全部ないし一部が実施されるイベントであること。
 - (d)政治的、宗教的宣伝意図を有する、又は特定の政治的、宗教的立場を誹謗中傷する内容を含むイベントでないこと。
 - (e)成人向けコンテンツを含むイベントでないこと。
 - (f)その他、公序良俗に反する内容、第三者の権利を侵害するおそれのある内容を含むイベントでないこと。
 - (g)香港及び日本の法令に反するおそれのあるイベントでないこと。
- (オ) 認定を行わなかった場合、その理由は開示しません。

(8) イベントのキャンセル

やむを得ない事情により、認定通知後のイベントがキャンセルになった場合は、速やかに5. 問い合わせ窓口までご連絡下さい。

(9) 個人情報の取扱について

参加募集の際に提供いただいた個人情報については、総領事館において、個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、適切に管理します。(いただいた個人情報は、応募者の方との連絡のために利用させていただくほか、「日本秋祭 in 香港」に関する総領事館のサービスを提供するために必要な範囲内で利用させていただきます。)

3. 在香港日本国総領事館による協力事項

「日本秋祭 in 香港」の参加イベントとして認定されたイベントについては、総領事館より以下の事項について協力させていただく予定です。

(1) 公式ロゴマークの使用許可

「日本秋祭 in 香港」の公式ロゴマークをイベントにおいて使用することができます。

(2) 公式ウェブサイトへのイベント情報の掲載

今後設置予定の「日本秋祭 in 香港」の公式ウェブサイト(和文、英文、中文)において、イベントの概要、開催日時・場所等のイベント情報を掲載します。

(3) 総領事館によるその他の広報における紹介

「日本秋祭 in 香港」について、総領事館により公式ウェブサイト以外の手段で広報が行われる場合、総領事館とイベント実施主体との協議に基づき、個別のイベントを右

広報において適宜紹介させていただく可能性があります。

(4) イベントへの総領事館館員の出席, 挨拶等

イベント実施主体の方のご希望に応じ, イベントへの総領事館館員の出席, 挨拶等に積極的に対応いたします。但し, 日時等の関係によりご希望に添えない場合もありますので, 予めご了承下さい。

(5) その他の協力事項

その他, イベントの実施に当たり, 総領事館が可能な範囲で側面的な協力を検討させていただき用意がありますので, 上記以外の具体的なご希望については個別にご相談下さい。

※ なお, 総領事館では, イベントの内容に直接関わる制作の協力はいたしません。

4. 申込の詳細

(1) 申込方法

別紙の応募フォームに記入し, 下記5. の総領事館の FAX 番号又は E-mail アドレス宛にご送信下さい。(FAXあるいはE-mailの件名には, 「『日本秋祭 in 香港』参加イベント応募」である旨ご明記下さい。)

総領事館にて応募フォームの受理後, 受付完了の旨連絡いたします。(しばらく経っても連絡が無い場合は, お手数ですがお電話にてお問合せ下さい。)

(2) 一次募集締切

2018年5月31日(木)

(3) 最終募集締切

2018年8月31日(金)

(最終募集締切を過ぎた後に, 参加ご希望のイベントがおありの方は, 下記5.のお問合せ窓口まで個別にお問合せ下さい。)

(4) 参加イベントとしての認定の通知

一次募集締切までにご応募いただいたイベントについては, 2018年6月29日(金)を目途に, 総領事館からイベント実施主体に対して個別に通知を行います。また, 合わせて, 総領事館 HP 上で公表します。その後, 最終募集締切までの間にご応募いただいたイベントについては, 応募フォーム受付完了のご連絡から4週間程度を目途に, 総領事館から個別に通知を行います。

5. 在香港日本国総領事館へのお問合せ窓口

総領事館の住所, 代表電話番号, FAX, E-mail(応募フォームの送信用)

住所: 47/F, One Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, HONG KONG

代表電話番号: +852-2522-1184

FAX: +852-2845-5360

E-mail: infojp@hn.mofa.go.jp

(了)